

保険給付一覧と手続きのしかた

こんなとき	対象者	受けられる給付		請求手続き (事業所の健保担当者へ提出してください)
<p>病気やけがをしたとき</p> 	被保険者	療養の給付	<p>病気やけがをしたとき、下記を支給 小学校入学前 : 医療費の8割 (自己負担2割) 小学校入学後70歳未満 : 医療費の7割 (自己負担3割) 70歳以上 : 一般 : 医療費の8割 (自己負担2割) 現役並所得者 : 医療費の7割 (自己負担3割)</p>	健保組合が自動的にいきますので、 手続きは不要 です
	被扶養者	家族療養費		
	被保険者 被扶養者	保険外併用療養費	<p>先進医療を受けたときや差額ベッドで入院したときなど、保険外の療養を併用したとき、健康保険のワケ内は上記と同じ、ワケ外は全額自己負担</p>	「療養費支給申請書」に領収書等を添付して提出。 コルセット、ギプス、あんま、はり、きゅう、マッサージなどの費用を請求するときは、医師の同意書または意見書を添付
	療養費	<p>急病で保険証を持っていないとき、コルセットなどを装着したときなど、たてかえ払いをした場合、健保組合が認めた額から自己負担額を差し引いた額を支給</p>		
	高額療養費 合算高額療養費	<p>1ヵ月、1件ごとの自己負担限度額は所得に応じた下記金額まで、それを超えた額を支給 (世帯合算等の負担軽減措置もあり) 70歳未満 : 標準報酬月額 83万円以上 : 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 53万円以上83万円未満 : 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 28万円以上53万円未満 : 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 28万円未満 : 57,600円 70歳以上 : 現役並み所得者 : 標準報酬月額 83万円以上 : 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 53万円以上 : 83万円未満 : 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 28万円以上 : 53万円未満 : 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 一般 : 標準報酬月額 28万円未満 : 外来 : 18,000円 (年間上限 144,000円) 世帯単位 : 57,600円 ※血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群および慢性腎不全 (人工透析) 患者の自己負担限度額は、1ヵ月10,000円 (人工透析を要する70歳未満の標準報酬月額53万円以上の方は20,000円)</p>	「高額療養費支給申請書」に領収書のコピーを添付して提出 ※「限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示、または、マイナ保険証を利用すれば、高額療養費の申請は原則不要です。	
	高額介護合算療養費	<p>毎年8月～翌年7月までの1年間に払った医療保険および介護保険の自己負担額が一定額を超えたとき、超えた額を支給</p>	「支給申請書」に市区町村が交付する「自己負担証明書」を添付して提出	
	訪問看護療養費	<p>訪問看護を受けたとき、下記を支給 小学校入学前 : 定められた全費用の8割 (自己負担2割) 小学校入学後70歳未満 : 定められた全費用の7割 (自己負担3割) 70歳以上 : 一般 : 定められた全費用の8割 (自己負担2割) 現役並所得者 : 定められた全費用の7割 (自己負担3割)</p>	健保組合が自動的にいきますので、 手続きは不要 です	
	入院時食事療養費	<p>入院したときの食事は、1日3食分まで1食につき510円を自己負担し、それを超えた額を支給</p>		
	入院時生活療養費	<p>65歳以上の方が療養病床に入院したとき、食費として1日3食まで1食につき510円、居住費として1日につき370円を自己負担し、それを超えた額も支給</p>		
	移送費	<p>病気やけがのために移動困難で、医師の指示で緊急に移送したときは、基準内であればかかった費用の10割を支給</p>	「移送費支給申請書」に医師の証明を受けて、移送に要した費用の領収書およびその明細のわかるものを添付して提出	
病気やけがで働けないとき	被保険者	傷病手当金	<p>療養のため仕事を休み、給与を受けられないとき、引き続き3日間の待期をおき4日以上休んだ場合、4日目から1日につき支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の3分の2を通算1年6ヵ月支給</p>	「傷病手当金申請書」に、事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、医師の“労務不能”の証明を受けて提出
傷病手当金付加金	<p>上記に当組合独自で支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の5%をプラスして支給</p>			
出産したとき	被保険者	出産手当金	<p>出産のため仕事を休み、給与を受けられないとき、欠勤1日につき支給開始日の属する月から直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1の3分の2を 出産の日以前42日(多胎98日。出産予定日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間支給</p>	「出産手当金申請書」に、事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、医師または助産師の証明を受けて提出
被保険者 被扶養者	出産育児一時金	<p>1児につき500,000円(※1)を支給 ただし産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときまたは、在胎週数第22週未満で出産したときは488,000円(※2) ※令和5年3月31日までの出産は(※1)420,000円、(※2)408,000円</p>	「出産育児一時金申請書」に、医師、助産師または市区町村長に出産したことの証明を受け、領収書のコピーと医療機関から交付された代理契約に関する文書のコピーを添付して提出 ※直接支払制度を利用する方は健保組合への手続きは原則不要です。	
死亡したとき	被保険者	埋葬料(費)	一律50,000円を支給	「埋葬料(費)申請書」に、死亡について事業主の証明を受けて提出。なお、埋葬費の請求の場合は、ほかに埋葬にかかった費用の領収書と明細書を添付
埋葬料付加金	<p>上記に当組合独自で10,000円をプラスして支給</p>			
被扶養者	家族埋葬料	一律50,000円を支給	「家族埋葬料申請書」に、死亡について事業主の証明を受けて提出	
家族埋葬料付加金	<p>上記に当組合独自で3,000円をプラスして支給</p>			